

相模原市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 11 月 19 日提出

提出者	相模原市議会議員	折 笠 峰 夫
提出者	相模原市議会議員	小野沢 耕 一
提出者	相模原市議会議員	寺 田 弘 子
提出者	相模原市議会議員	大 崎 秀 治
提出者	相模原市議会議員	久保田 浩 孝
提出者	相模原市議会議員	鈴 木 秀 成
提出者	相模原市議会議員	小 田 貴 久
提出者	相模原市議会議員	森 繁 之
提出者	相模原市議会議員	小 池 義 和
提出者	相模原市議会議員	市 川 圭
提出者	相模原市議会議員	白 井 貴 彦

相模原市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例

相模原市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例(平成 22 年相模原市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「49 人」を「46 人」に改める。

第 2 条の表中「12 人」を「11 人」に、「18 人」を「17 人」に、「19 人」を「18 人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の相模原市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

提案の理由

効率的な議会運営を推進するため、相模原市議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数を改正いたしたく提案するものである。

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

平成 26 年 11 月 19 日提出

提出者	相模原市議会議員	佐藤賢司
提出者	相模原市議会議員	米山定克
提出者	相模原市議会議員	大沢洋子
提出者	相模原市議会議員	長友義樹
提出者	相模原市議会議員	江成直士
提出者	相模原市議会議員	小林倫明

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第 1 条 相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和 31 年相
模原市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 155」を「100 分の 170」に改める。

第 2 条 相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 140」を「100 分の 147.5」に、「100
分の 170」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平
成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

国の特別職の職員に対する期末手当並びに本市の一般職の職員に対する期末手

当及び勤勉手当の支給割合等を勘案し、市議会議員の期末手当の支給割合に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。

議提議案第 8 号関係資料

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の改正の概要

1 期末手当の支給割合の改定

単位：月

区 分	現 行			改 定 後		
	6月期	12月期	合 計	6月期	12月期	合 計
市議会議員	1.4	1.55	2.95	1.4	1.7	3.1
				1.475	1.625	3.1

備考 改定後の欄の上段は平成 2 6 年度の支給割合、下段は平成 2 7 年度以降の支給割合

2 施行期日

平成 2 6 年 1 2 月 1 日。ただし、平成 2 7 年度以降の期末手当の支給割合に係る規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日